

復興と再生可能エネルギー

代表取締役専務 岡山信夫

東日本大震災から3年が経過した。

震災直後47万人だった避難者は、2013年12月現在でなお27万4千人を数える。なかでも、福島県の避難者が最も多く、13万6千人が県内(8万8千人)、県外(4万8千人)に避難している。さらに、体調悪化などが原因で亡くなる「震災関連死」は、福島県で最も多く、2月19日現在で1,659人となり、「直接死」を上回った。新聞報道によれば、県の担当者は「それまでの生活が一変した上、帰還など将来の見通しが立たずにストレスが増していることが要因」と指摘している、という。原発事故の罪の重さがあらためて問われよう。

1 震災以降のエネルギー政策見直し

原発事故を契機にエネルギー政策の見直しの作業が行われてきた。以下がその経過である。

(1) 「革新的エネルギー・環境戦略」

政府は11年6月にエネルギー・環境会議を設置、12年9月14日には、今後のエネルギー政策等の基本方向を示す「革新的エネルギー・環境戦略」(以下「戦略」)が同会議により決定された。そこでは、はじめに「…東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故。それは、私たちが選んできた過去と思い描いていた未来に、根源的な疑問を突き付けた。私たちが信じてきた価値観、社会の在りよう自体が、今、深く問い直されている。特に、東電福島原発事故は、これまでのエネルギー社会の在り方に大きな疑問を投げ掛け、その抜本的な変革を求めている」とし、「政府は、これまで進めてきた国家のエネルギー戦略を、白紙から見直すべきであると確信するに至った」との認識を示したうえで、三本柱として、第一に「原発に依存しない社会の一日も早い実現」、第二に「グリーンエネルギー革命の実現」、第三に「エネルギーの安定供給」

を掲げた。また、原発に依存しない社会の実現に向けた3原則として、①40年運転制限を厳格に適用、②規制委員会の安全確認を得たもののみ再稼働、③原発の新設・増設は行わない、を明示した。さらに、「我が国がこの目標を達成することは、世界の多くの国に先例を示すことであり、現在の世代が未来の世代に対し『責任を果たす』ことでもある」と謳った。

しかし、12年9月19日の閣議では「戦略」原文の閣議決定は見送られ、「戦略」を踏まえ今後のエネルギー・環境政策を遂行するとの位置づけにとどまった。原発ゼロ戦略について国家戦略会議で、民間議員である経済同友会代表幹事が反対を表明していたことなど経済界の反発も影響したものとみられている。

その後、政権は自公連立政権へ移り、あらためてエネルギー政策の検討がなされることになった。

(2) 「エネルギー基本計画に対する意見」

13年3月、エネルギー基本計画の検討が総合資源エネルギー調査会総合部会(7月から基本政策分科会に改組)で開始され、13年12月、「エネルギー基本計画に対する意見」(以下「意見」)がまとめられた。その基本的視点は「3E+S」、すなわち「安全性(Safety)を前提とした上で…安定供給(Energy Security)を第一とし、最少の経済負担(Economic Efficiency)で実現すること…あわせて、…環境負荷(Environment)を可能な限り抑制する」ことであり、原子力については「…優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に引き続き活用していく、エネルギー需給構造の安定性を支える基盤となる重要なベース電源である」と位置づけ、「必要とされる規模を十分に見極めて、その規模を確保する」とした。

驚くべき先祖返りであり、これでは前記「戦略」が強調した「現在の世代が未来の世代に対し『責任を果たす』こと」にはならない。「新たな安全、安価、安定供給神話をもたらすものだ」（日弁連）との批判のとおりである。

2 農林漁業協同組合の対応

原発事故により、農業、漁業、林業は深刻な被害を受けている。農林漁業団体は原発に対し深い懸念を表明し、同時に再生可能エネルギーへの取組みに前向きな姿勢を示してきた。

(1) JAグループ

12年10月に開催されたJA全国大会では、「将来的な脱原発に向けた循環型社会への取組みの実践」が決議された。「安全な農畜産物を将来にわたって消費者に提供することはJAグループの使命であり、東日本大震災に伴う原発事故の教訓を踏まえ、JAグループとして将来的な脱原発をめざすべき」としたうえで、「将来的な脱原発に向けた再生可能エネルギーの利用促進、地球温暖化等環境問題について、各JA・地域の人的・物的資源を最大限活用する取組みを地域から広げていく」と表明している。

全農の太陽光発電事業への参入、多くのJAが会員となっている中国小水力発電協会の固定価格買取制度への対応、北海道でのJA主導による畜産バイオマス発電事業拡大など、具体的な取組みも始まっている。

(2) JFグループ

全漁連は、再生可能エネルギーについて今後JFグループがどのように考え、関わっていくべきか基本的な方向性を示すため、「海洋再生可能エネルギー利用促進のあり方にかかる有識者検討会」を設置し、13年11月に中間とりまとめを行った。そこでは、基本的な姿勢として「JF・漁業者(JF等)は、地元で生み出された再生エネルギーの“地産地消”という観点から、自ら電力利用者として地元で利用し、その恩恵を享受しながら、漁業活動と相まって地域経済に還元・貢献していくよう積極的に推進し、また、円滑な推進のため関係者と協調する姿勢で取り組んでいく必要がある」とし、さらにJF等の関わり方として①漁

場利用による事業協力、②JF等が発電事業体に出資する場合、③調査や運営面での事業参加を検討し整理している。

3 農山漁村再生可能エネルギー法

このような状況のなかで13年11月15日に成立した「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(農山漁村再生可能エネルギー法)は、有効な手段を提供することになるものと期待される。

同法のねらいは、農村地域の資源を農業との調和を図りながら再エネ発電に活用し、売電収益の地域還元や再エネ電気の地域利用等を通じ、農業・農村の所得向上等による地域の活性化に結び付ける仕組み作り、にある。具体的には、市町村、発電事業者、農業者等の関係者から構成される協議会を設置し、その協議に基づき市町村が基本計画を策定、次に基本計画に基づいて再生可能エネルギー発電設備整備計画を認定、認定を受けた設備整備計画については、①農地法、酪肉振興法、森林法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法及び温泉法に基づく許可又は届出の手續のワンストップ化、②市町村による所有権移転等促進計画の作成・公告による農林地等の権利移転の一括処理、の特例が認められる、というものである。

さきに見たように、現下のエネルギー政策の見直しは、原発回帰の是認につながる可能性がある。また、再生可能エネルギーについて、「意見」では「安定供給面、コスト面で様々な課題が存在する」ことが前面に出され、「戦略」で強調された「グリーンエネルギー革命の実現」からトーンダウンしている。

このような流れに対抗するためにも、農山漁村再生可能エネルギー法の枠組みを活用し、地域主体の小規模分散型エネルギー生産の実績を積み上げることにより「グリーンエネルギー革命」が実現しうるものであることを示す必要がある。

(おかやま のぶお)